

不法無線局の概要

1 不法市民ラジオ

国内で使用が認められている市民ラジオの空中線電力は0.5ワット以下であり、総務省の認証マークが貼付されています。

不法市民ラジオの多くは、この認証マークがありません。空中線電力が数ワットのもので国内では免許を受けることはできず、また、電力増幅器を付加して、数千ワットの出力を出す悪質な事例もあります。



テレビが見えない！ラジオが聞こえない

<これまでの妨害事例>

- ・ 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
- ・ テレビの画面・音声が乱れ、視聴が困難となる。
- ・ 電子機器(OA 機器等)が誤作動する。
- ・ 点火システムに電子回路を用いた石油ストーブが誤作動する。
- ・ 漁業用無線を妨害し、漁船の緊急通信ができなくなる。

2 不法パーソナル無線

不法パーソナル無線機は、適法なパーソナル無線機を改造し、指定されたチャンネル以外の周波数で電波を発射したり、空中線電力を定格以上に増力した無線機です。

一般的に「チャンネル固定可能」、「スペシャル機能付き」等として販売されており、この改造機にも認証マークがそのまま貼付されています。

認証マークが貼付されていても何らかの改造を施したパーソナル無線機は、すべて不法パーソナル無線となり、国内では使用することができません。



携帯電話が使えない！
(携帯電話システムへの妨害)

<これまでの妨害事例>

- ・ 携帯電話が使用できない。
- ・ MCA 無線が使用できない。
- ・ 市町村の地域防災無線を妨害し、業務に支障を来す。

3 不法アマチュア無線

アマチュア無線局を開設するには、無線従事者資格及びアマチュア無線局の免許が必要です。

これらの免許がないと不法アマチュア無線となります。

アマチュア無線局は、運用する周波数帯が決められていますが、不法アマチュア無線の中にはこの周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して他の無線局に妨害を与える悪質な事例が多発しています。



消火活動や救命業務ができない！
(消防・救急用無線への妨害)

<これまでの妨害事例>

重要無線通信(警察用無線、消防用無線、鉄道用無線)を妨害し、人命の安全等に支障を来す。

不法無線局に係る法律の適用条項

電波法第4条(無線局の開設)

「無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。」

電波法第110条第1号(罰則)

「電波法第4条の規定による免許がないのに、無線局を開設し、又は運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。」